平成２７年（フ）第１０４８号
福岡市早良区野芥８丁目７番16号
債務者　小林　和正
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０６４号
福岡県朝倉市甘木2130番地１　大内町団地Ａ－652
債務者　森永　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０９０号
福岡県筑紫野市上古賀４丁目５番５－101号
債務者　佐伯　里美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０９６号
福岡市南区大楠３丁目17番14―506号、前住所福岡市南区大橋３丁目30番29―302号
債務者　田中　聖子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１０４号
福岡市早良区田村６丁目12番45―203号、前住所福岡市城南区梅林２丁目26番６－201号
債務者　佐多　隆弘
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１１７号
福岡市南区柳瀬１丁目14番２－203号
債務者　近藤　一美
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１３３号
福岡市早良区百道２－16―10、住民票上の住所福岡市南区向野２丁目20番18―105号
債務者　田所　洋平
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１３５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目15番地　プロシード那珂川201号
債務者　岩崎いくよ
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１３７号
福岡市東区若宮４丁目２番36号、前住所広島県廿日市市平良山手６番８－101号
債務者　大橋　泰子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４０号
福岡県朝倉市馬田2531番地８　トマト・ハウス205号
債務者　山迫はるみ
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４１号
福岡県朝倉市中原241番地３　メロンハイツ102号
債務者　空閑　幸男
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４８号
福岡県春日市春日原南町４丁目37番地98　コスモ21・205号
債務者　田上　紳一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１５１号
福岡県糸島市三雲834番地３
債務者　原野　陽子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４８号
福岡県みやま市瀬高町坂田1415番地２　ＵＰ　ＳＬＯＰＥ　Ｍ’07　103号
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
長崎県諫早市宇都町25番24号　毎熊アパート７号、旧住所長崎県諫早市泉町32番15号
債務者　森　　修一
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
長崎県大村市宮代町524番地、前住所長崎県大村市小路口町328番地５（竹松アパートＢ１棟15号）
債務者　一瀬　祐介
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係